

# ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法・29年12月号



## ★美容医療(一部)がクーリングオフの対象になりました!!

・・・福岡県消費生活センター

### (相談事例1)

新聞広告を見て、美容クリニックに行き、しみ・たるみ・くすみに効果があるという施術で、1回5万円で5回の25万円コースを契約した。

帰宅後よく考えて、施術効果が持続するのは半年から1年と言われたことを思い出し、解約したくなった。

### (相談事例2)

脱毛エステで、顔にニキビがあり、美容外科で皮膚の再生をしてもらった方が良く、脱毛にも効果があると言われ、深く考えることもなく、紹介された美容外科に行った。丁寧な説明を受けて5年間40万円の契約をした。

帰り道に話の内容を思い出して施術の内容が怖くなり、まだ学生なのに高額な契約をしてしまったことから解約したい。

### (アドバイス)

いずれの事例も、今までは、美容外科と交渉して解約するしか方法がありませんでした。

しかし、平成29年12月1日に改正特定商取引法が施行され、脱毛・にきび・しみ・そばかす・ほくろなどの美容医療の一部は、契約から8日以内であればクーリングオフが可能になりました。

詳しくは、最寄りの消費生活センターにご相談ください。

## ★ねずみ講は違法です!

・・・大牟田市消費生活センター

### (相談事例)

友人から「絶対にもうかる」と勧められ、ある事業者の話聞いた。1口25,000円を払って組織に加入すれば、数ヶ月後から毎月20,000円ほどの配当が受け取れるとのことだった。また、この事業者を知人に紹介すれば、配当が増額になることも聞いた。この事業者を信用して大丈夫か。

### (アドバイス)

この組織は、無限連鎖講、いわゆるねずみ講で、開設や運営などが禁止されている違法な組織です。

勧誘するだけでも処罰の対象(罰金)になります。

絶対に加入してはいけません。

※ねずみ講… 先に加入した者が、後に加入した者から金銭などを受け取る配当組織で、「無限連鎖講の防止に関する法律」によって開設・運営・勧誘の一切が禁止されており、商品の販売を目的とする「連鎖販売取引」(いわゆるマルチ商法)とは異なります。

詳しくは、最寄りの消費生活センターにご相談ください。

### ● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	福岡市	092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市	093-861-0999 (土曜日でも相談可)	久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)
飯塚市	0948-22-0857	宗像市	0940-33-5454 (第2・第4土曜日でも電話相談可)
大牟田市	0944-41-2623	行橋市広域	0930-23-0999
糸島市	092-332-2098	筑紫野市	092-923-1741

\* 「消費者ホットライン」「188 (いやや!)」(あなたの地域の消費生活センターをご案内します。)